

富士見市



手話言語条例

富士見市では、「**手話は言語である**」という認識に基づき、「手話に対する理解を深め、広く普及すること」と「手話を使う市民が安心して暮らすことができる環境を整えること」を進め、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指し、平成27年12月15日に本条例が制定されました。

※この条例は、市内に居住、在勤、在学する方

市内で事業活動を行う個人、企業、団体等を対象としています。

◆市は、

- 手話に対する理解の促進
- 手話の普及
- 手話を使いやすい環境の整備



のために必要な手話に関する施策を定め、推進していきます。

◆市民は、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めます。市民には、市内に在勤、在学する方・市内で事業活動を行う個人、企業、団体等を含みます。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします

※条例の全文は、富士見市のホームページに掲載しています

10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナリシップで目標を達成しよう



手話ってなに？



手話は、手や指、体の動きや表情などを使って考えや感情を視覚的に表現する視覚言語です。耳の聞こえない方の母語として使われています。手話は、日本語を手や指、表情などに変えて表現していると思われがちですが、実際は、日本語とは異なる特徴をもつ、一つの言語です。

耳が聞こえないとは？

耳が聞こえない人は、音によって周囲の状況を判断できないため、音声アナウンスなどに気付かない場合があります。案内表示を示したり、筆談で情報を知らせたりしましょう。

話かけるときは、相手の肩を叩いたり、前にまわって話しかけましょう。



耳が聞こえない人とのコミュニケーション方法とは？

耳が聞こえない人とのコミュニケーション方法のひとつに、筆談があります。耳が聞こえない人は、長い文章だとわかりにくく、伝わらない場合があるので、短くわかりやすい文章で伝えるようにしましょう。

なお、手話を使う人は、込み入った話の内容が筆談では伝わらないことがあります。ぜひ、手話通訳者をご活用ください。



出前講座で「日常生活で使える簡単な手話」が学べます！！

市では、市職員を講師として派遣する、まちづくり講座（通称：出前講座）を開催しています。この出前講座の一つには、「みんなで楽しく手話をやってみよう～はじめての手話～」があり、手話を体験し、日常生活で使える簡単な手話を学べるほか、手話の歴史や聴覚障がいとはどんな障がいなのかをお話しします。

詳しくは、富士見市ホームページまたは、富士見市役所協働推進課へお問い合わせください。



◆条例に関するお問合せはこちら

埼玉県富士見市健康福祉部障がい福祉課

電話：049-251-2711 FAX：049-251-1025

◆手話及び手話通訳者に関するご相談はこちら

社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会

電話：049-254-0747 FAX：049-252-0111

